

當經管理權集積計畫

乙が経営管理権を受ける森林(△)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(△)					
番号	所 在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 中津川市長 青山 節児

住 所 (同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別紙とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができることのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理施設及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
- この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知
- 当該森林について販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 災害等による経営又は管理の不実施
- 甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

- (10) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了及び消滅時における清算の方法

　経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

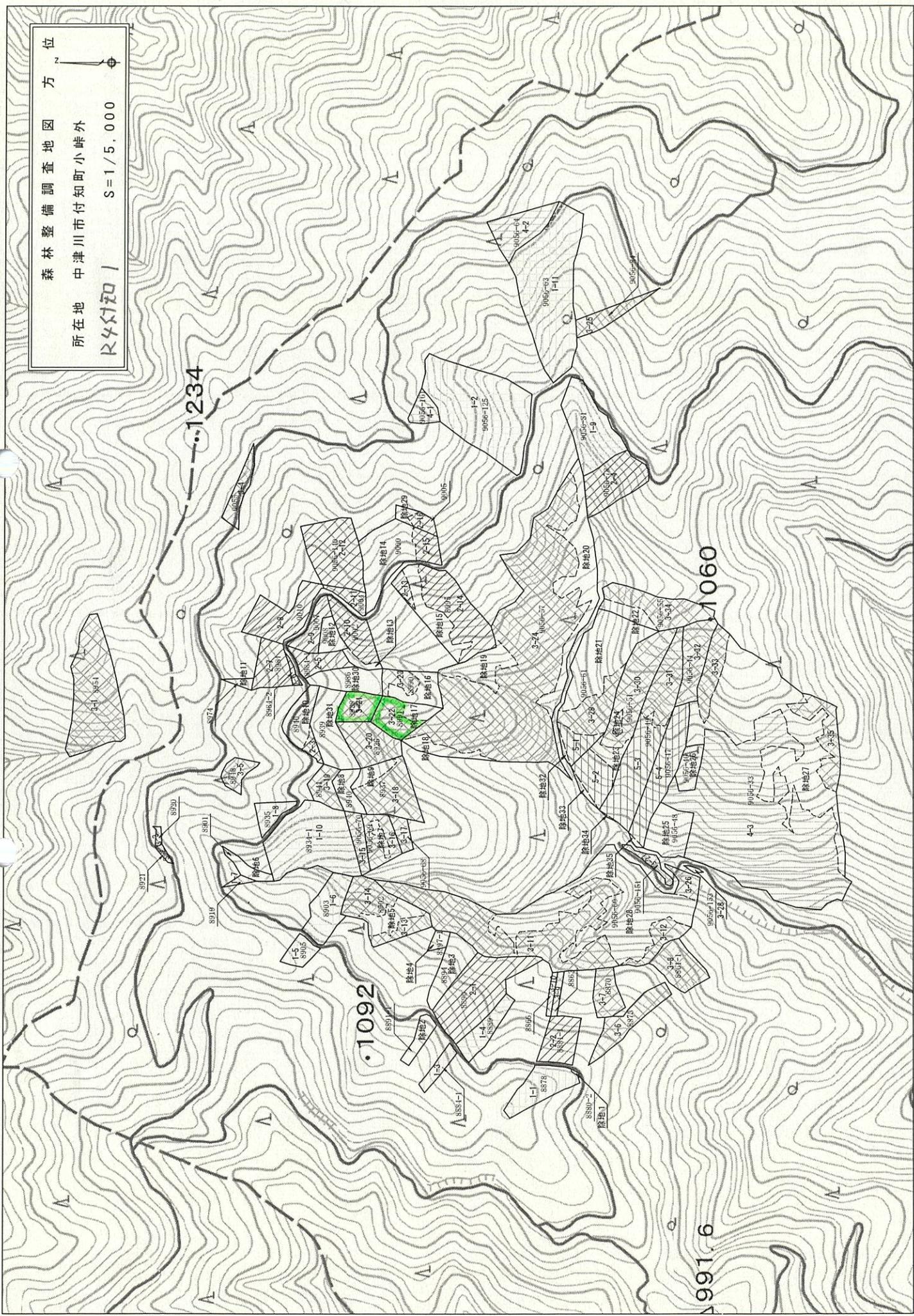
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、
　経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求める
　ことができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該
　経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



O

O

経営管理権集積計画

個別事項		R4付知2 経営管理権の設定を受ける市町村 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(名称) 中津川市		(住所又は所在地) 中津川市かやの木町2-1		(所在地) 中津川市かやの木町2-1	
整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	経営管理権の内容 (氏名又は名称)	経営管理権の内容 (氏名又は名称)	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権の始期 現況林跡 樹種 面積 ha	経営管理権の内容 (C)	木料の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法	備考
乙が経営管理権の認定を受ける森林(A)									
番号	所在 地番	林班	小班 技番	地目 準林班	現況 樹種	公告の日	木料の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があるべき金銭(D)の額の算定方法		
1	中津川市付 知町 定蘭塚	8937	62	イ 2	0 山林	47 ヒノキ 0.70 ha	乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		
2							乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		
3							乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		
4							乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		
5							乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		
6							乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		
7							乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		
8							乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		
9							乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		
10							乙が甲にDを支払うべき時期 相手方及び方法		

乙が経営管理権の設定を受ける森林(八)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)				備考
番号	所	在	地番	林班	造林班	枝番	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	氏名又は名称	権原の種類	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)
権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上) 中津川市長 青山 節児
住 所(同上) [REDACTED]

この計画に同意する。
権利の設定を受ける

特許申請者と本件の本件所有者（甲）

権利の設定を受ける市町村(乙)

三

1
2
3
4
5
6
7
8
9

!

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めることによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行ふ義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理受益権の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- （7）森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路綱その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めめる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことができる。
- （8）甲への通知
- 当該森林について販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- 甲に対して販売収益、伐採等に管理の不実施
- （9）災害等による経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権者が設定されたときには経営管理実施権者）が次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することができないことを通知するものとする。
- 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が壊滅したとき
 - ② 路網の壊滅等により当該森林への到達が困難となつたとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

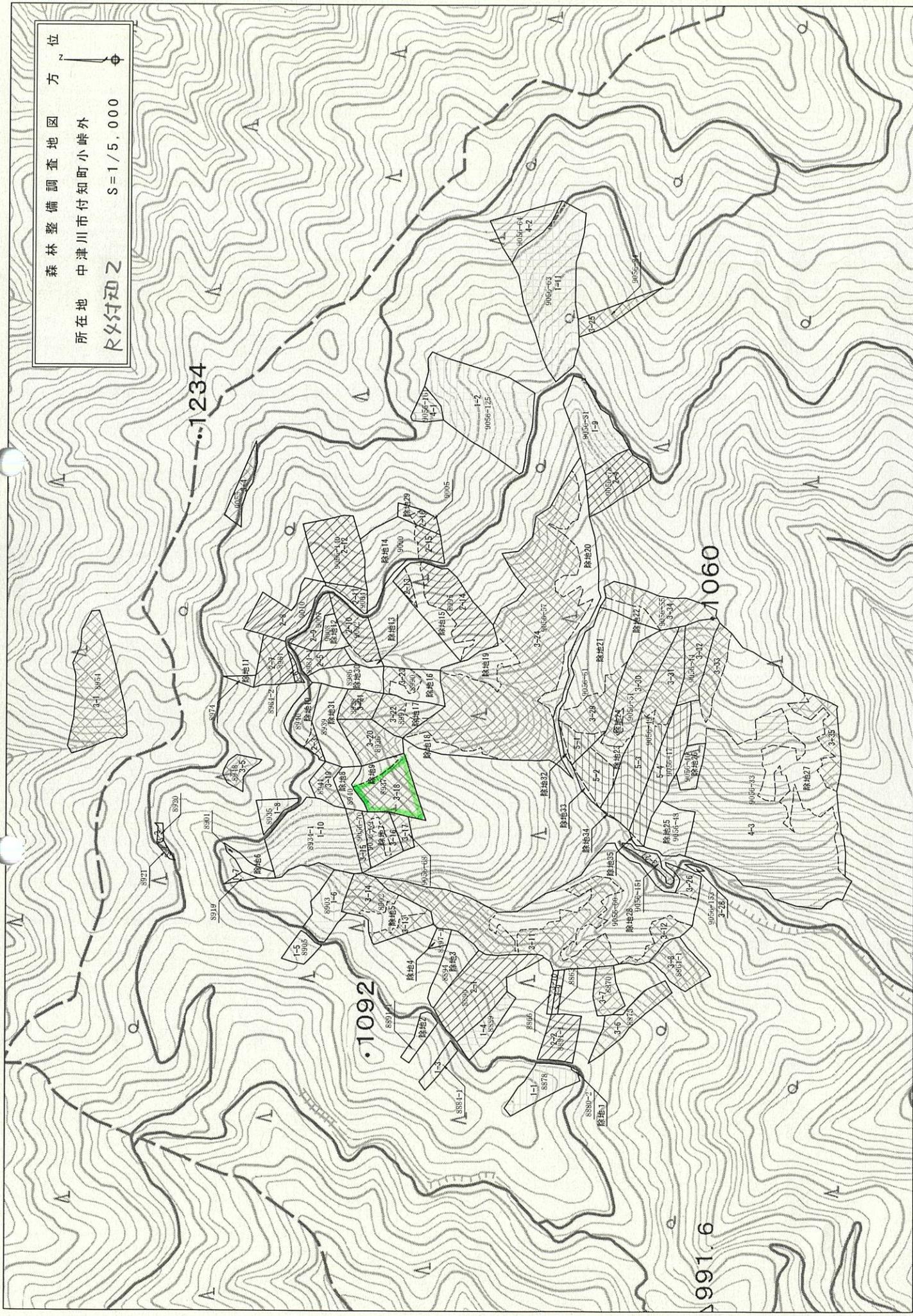
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について施利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権に受けた経営管理受益権により設定された経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



O

O

経営當管権集積計画

1 個別事項		乙が経営管理権の設定を受ける市町村 (名称) 中津川市		(所在地) 中津川市かやの木町2-1	
監理号	R4付知3 経営管理権者(甲)	乙が経営管理権を設定する森林の森林所有者(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)					
番号	所在 地番	地番 林班	枝番 準林班	小班 地目	面積 ha
1	中津川市付 知町 小峰	9055	62	ニ 37	山林 0.21
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)									
番号	所在	地番	林班	造林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考				
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 中津川市長 青山 節児
住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たに森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された書類が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができることととともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

- (1) 経営管理権に定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。
- 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告微収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定める経営管理権に定める事項を実施する経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

- この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

甲に対して販売収益、伐採等に管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することができるのは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、この責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

(12) 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたときには、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理受益権により設定された経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

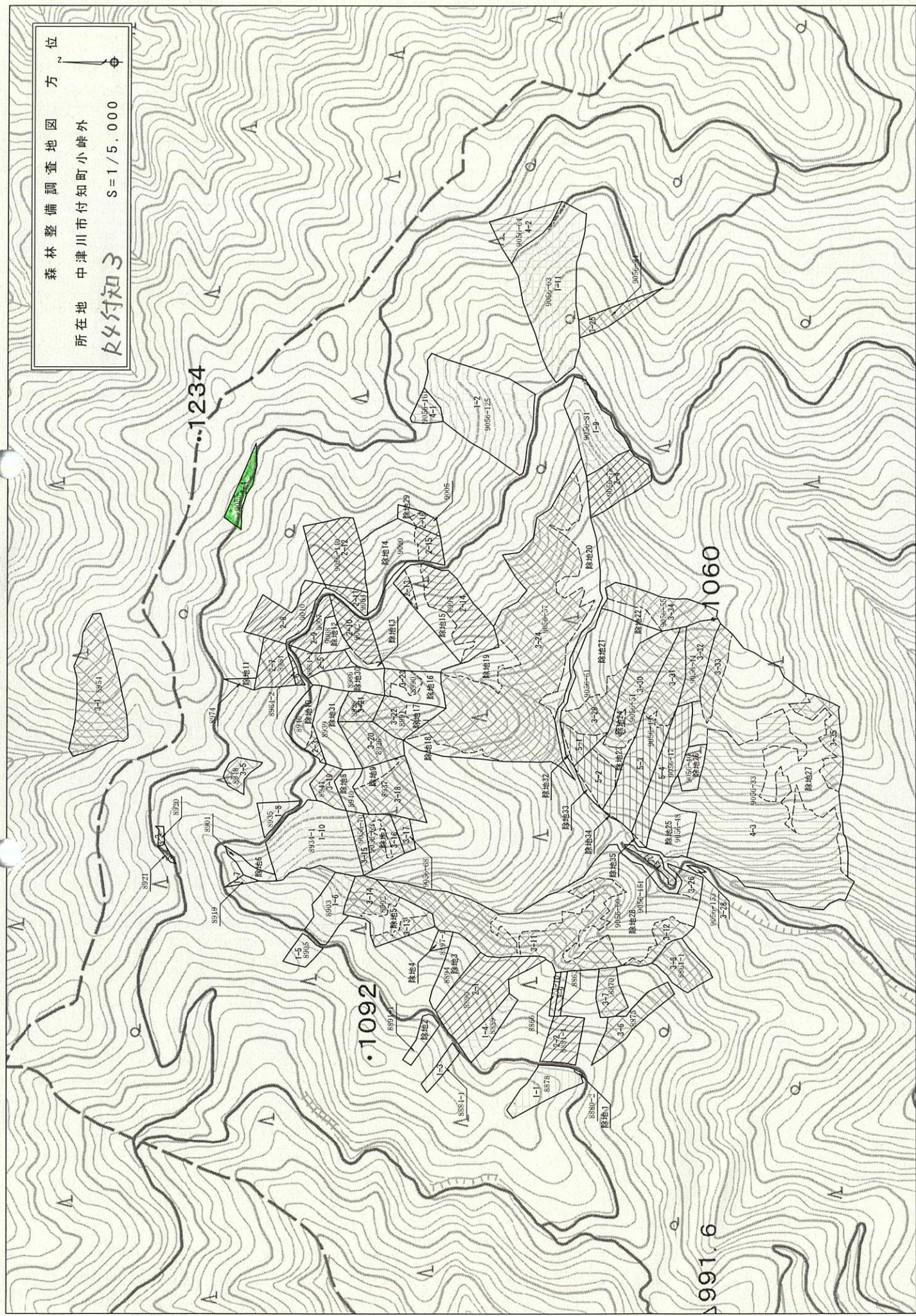
(15) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

森林整備調査地図
所在地 中津川市付知町小峠外
尺付知3 S=1/5,000

所在地 中津川市付知町小峠外

S=1/5 - 000

卷之三



O

O

計画積累集権管理當經

1 個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林(Ⓐ)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(Ⓔ)					
番号	所 在	地番	林 班	準班	小 班	枝 番	地 目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上)	中津川市長 青山 節児
住 所 (同上)	[REDACTED]

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別紙とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行ふ義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ひたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

甲に対して販売収益、伐採等の不実施

乙は、当該事項の一部又は全部を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することができないときには経営管理実施権者が次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施することができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (10) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- ① 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (12) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたときには、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (14) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

O

O

経営當管権理集積計画

個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	ha	現況樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上) 中津川市長 青 山 節 児
[REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 横の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができることととともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 横の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 横は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権及び経営管理権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行いう義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に蓄意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告微収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができることとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることがあります。

(8) 申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めるものとする。

(9) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるとときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することができないことは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償
① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

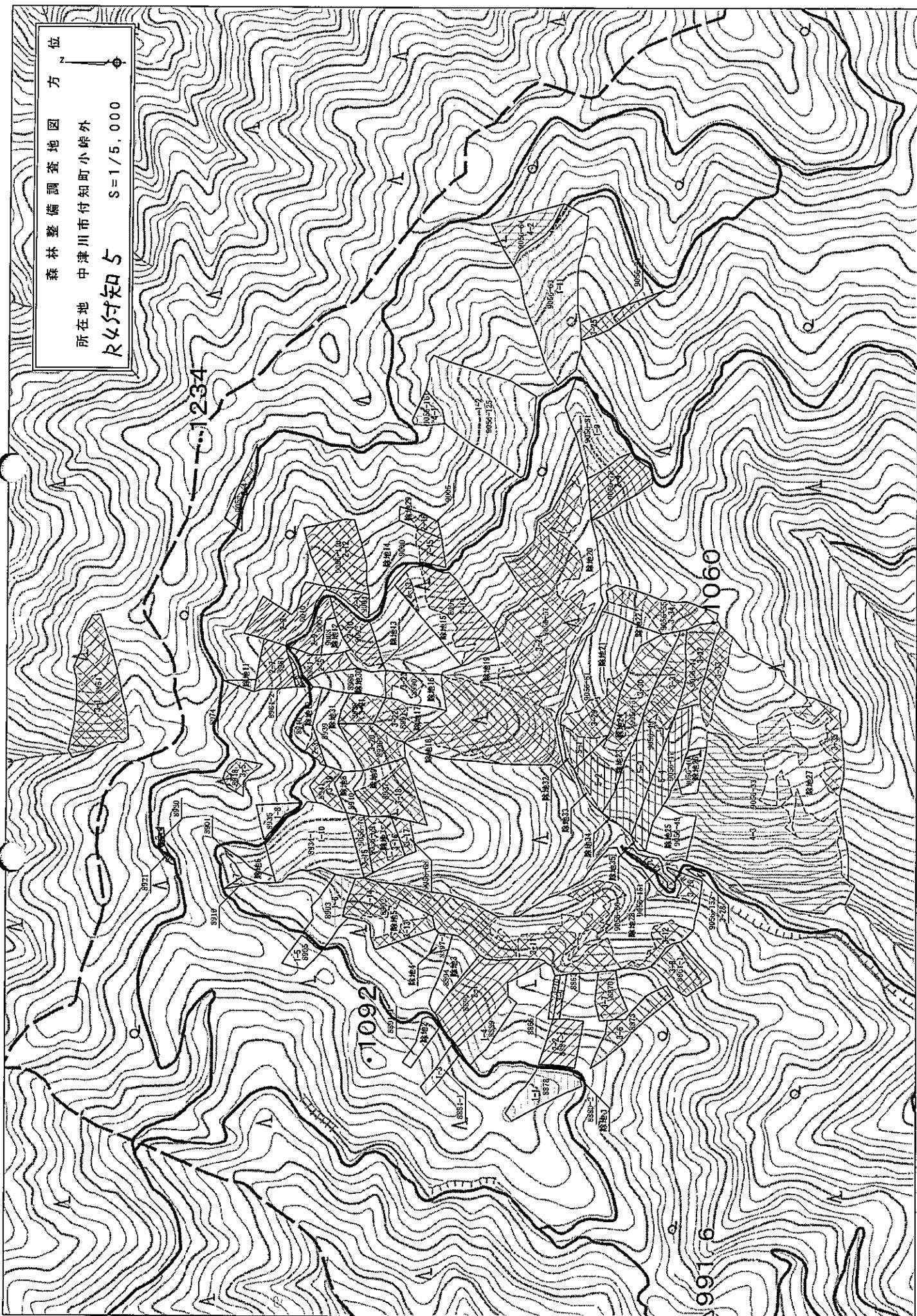
(12) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に施利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について施利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連帯なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、
経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求める
ことができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたときから支払を受けた額の限度で、当該
経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に契約が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



O

O

経営管理権集積計画

1 單元項目

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)									
番号	所 在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 中津川市長 青山 節児
住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に保管注易義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告微収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができないものとする。

③ 甲は、1の個別事項において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定める経営管理権の存続期間の中途において設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

この場合において、乙は、当該施設された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）甲への通知
当該森林について販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施
甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施するこどが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しえることができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

(3) 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

- (10) 損害の賠償
- ① 乙は、この責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を収受ける義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する森林により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

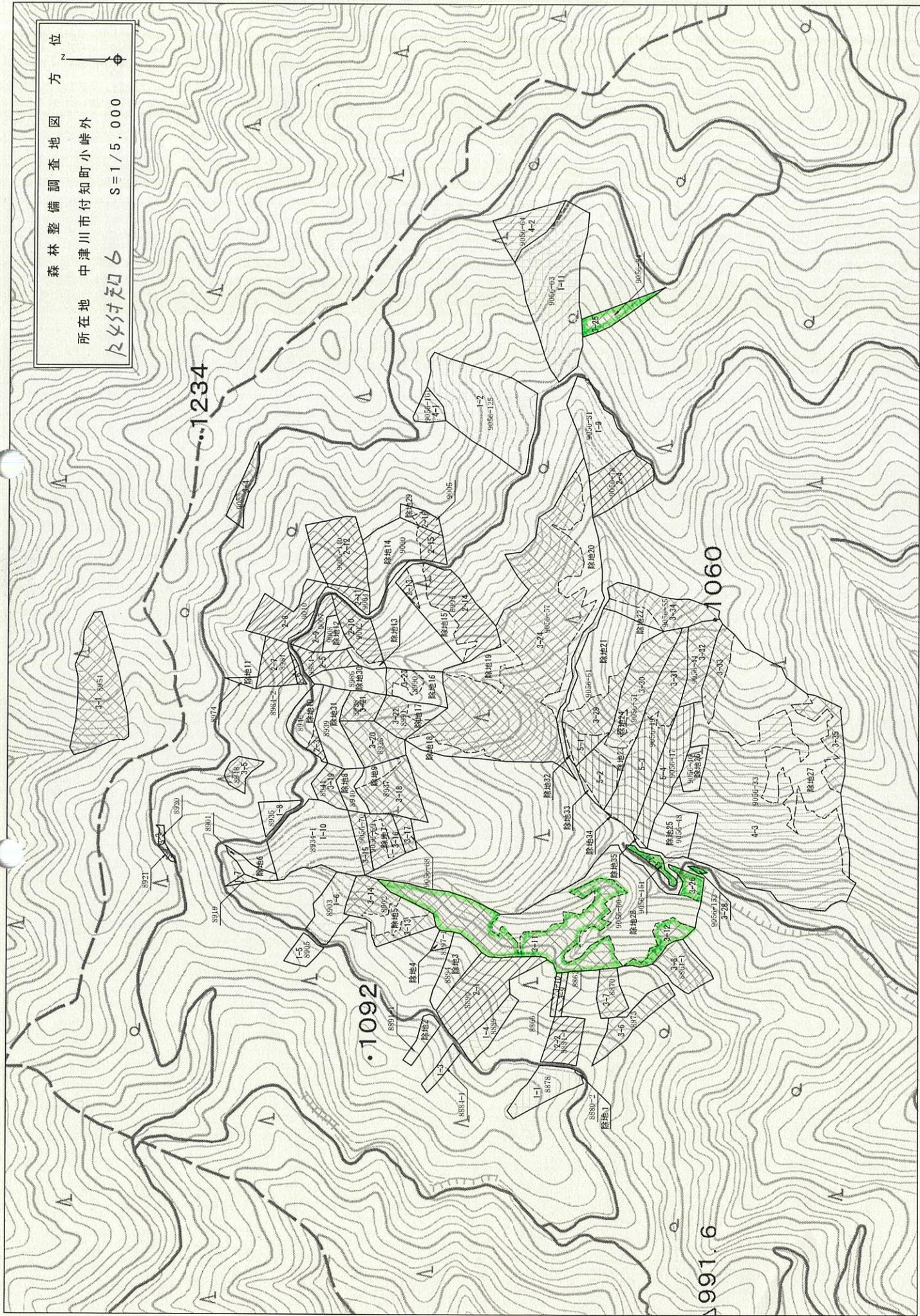
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

森林整備調査地図
所在地 中津川市付知町小峰外
測量日 6月14日
S=1/5,000

所在地 中津川市付知町小峠外

S = 1 / 5 , 000

卷之三



O

O

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	R4付知7 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	経営管理権の設定を受ける市町村 (名称)		中津川市		(所在地)		中津川市かやの木町2-1 (住所又は所在地)	
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							
番号	所 在	地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡
1	中津川市付 知町 定蕨	8936	62	口	16	1	保安林	0.29	ヒノキ
2		62	62	口	16	2		0.16	スギ
3		62	62	口	6	1		0.13	スギ
4	中津川市付 知町 定蕨	8954	62	口	6	2	山林	0.30	ヒノキ
5		62	62	口	6	3		0.58	スギ
6		62	62	口	6	4		0.22	ヒノキ
7									
8									
9									
10									

本村の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

乙が甲にDを支払うべき方法及び方法

参考備考

3-20

3-1

乙は、存続期間中に間伐を1回実施する。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。また、病害虫及び気象害の確認が経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理権に基づき乙が負担するため、年1回程度の隣接道からの目視による巡回を行う。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)								
番号	所 在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 中津川市長 青 山 節 児
住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができることのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行いう義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に蓄意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

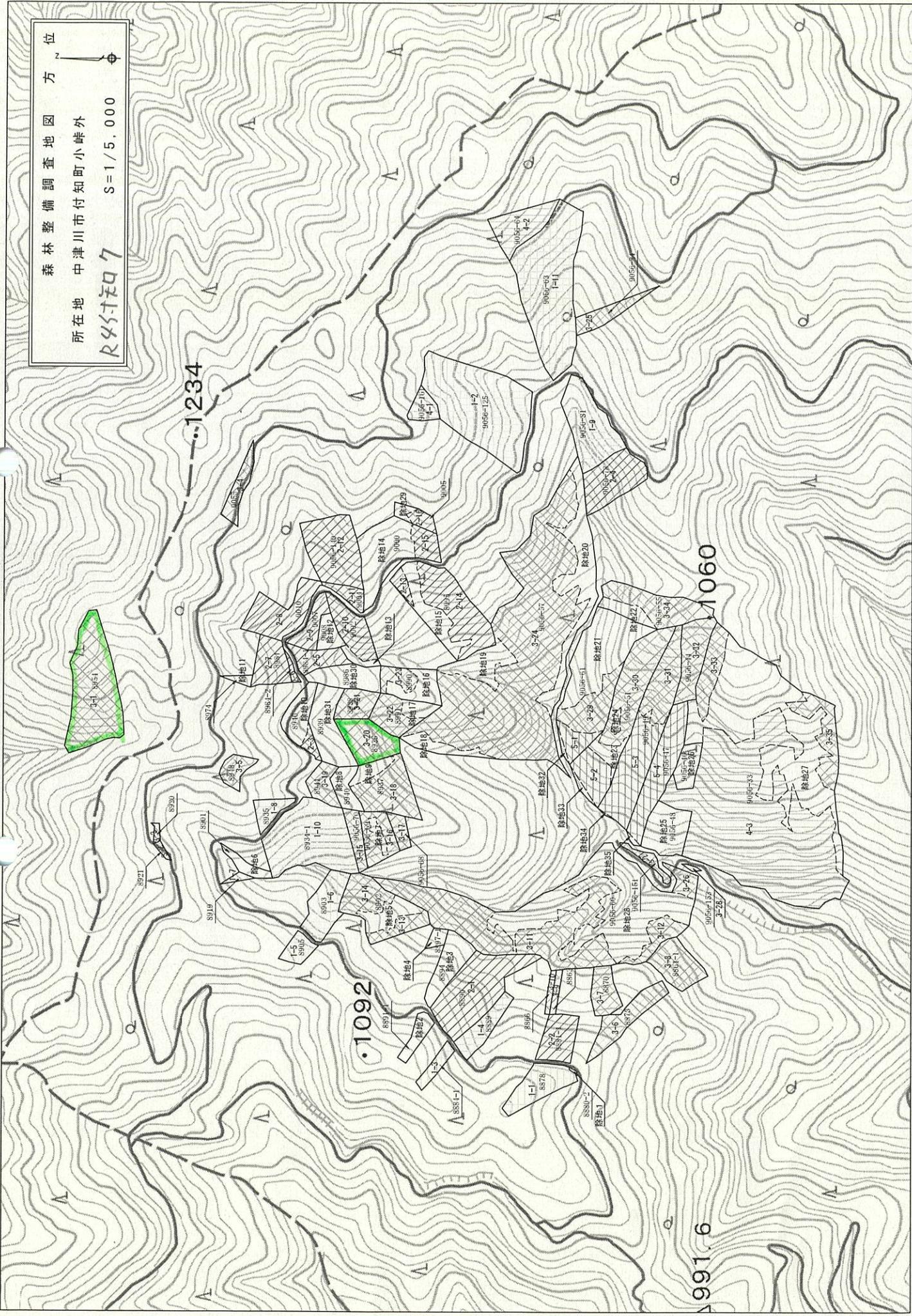
(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することができるのは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないこととする。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (10) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- ① 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (12) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。
- (13) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (14) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



O

O

當經管權理集積計畫

個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班番	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上） 中津川市長 青山 节兒
[REDACTED]

住所（同上）
[REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する場合には、別表ヒすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行いう義務を負う。
- ② 経営管理権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告微収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、又は当該森林に設定された路綱その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路綱その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことができる。

(8) 申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることがある。

- 当該森林について販売収益、伐採等に管理の不実施甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施するには不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しえることができること。

 - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路綱の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

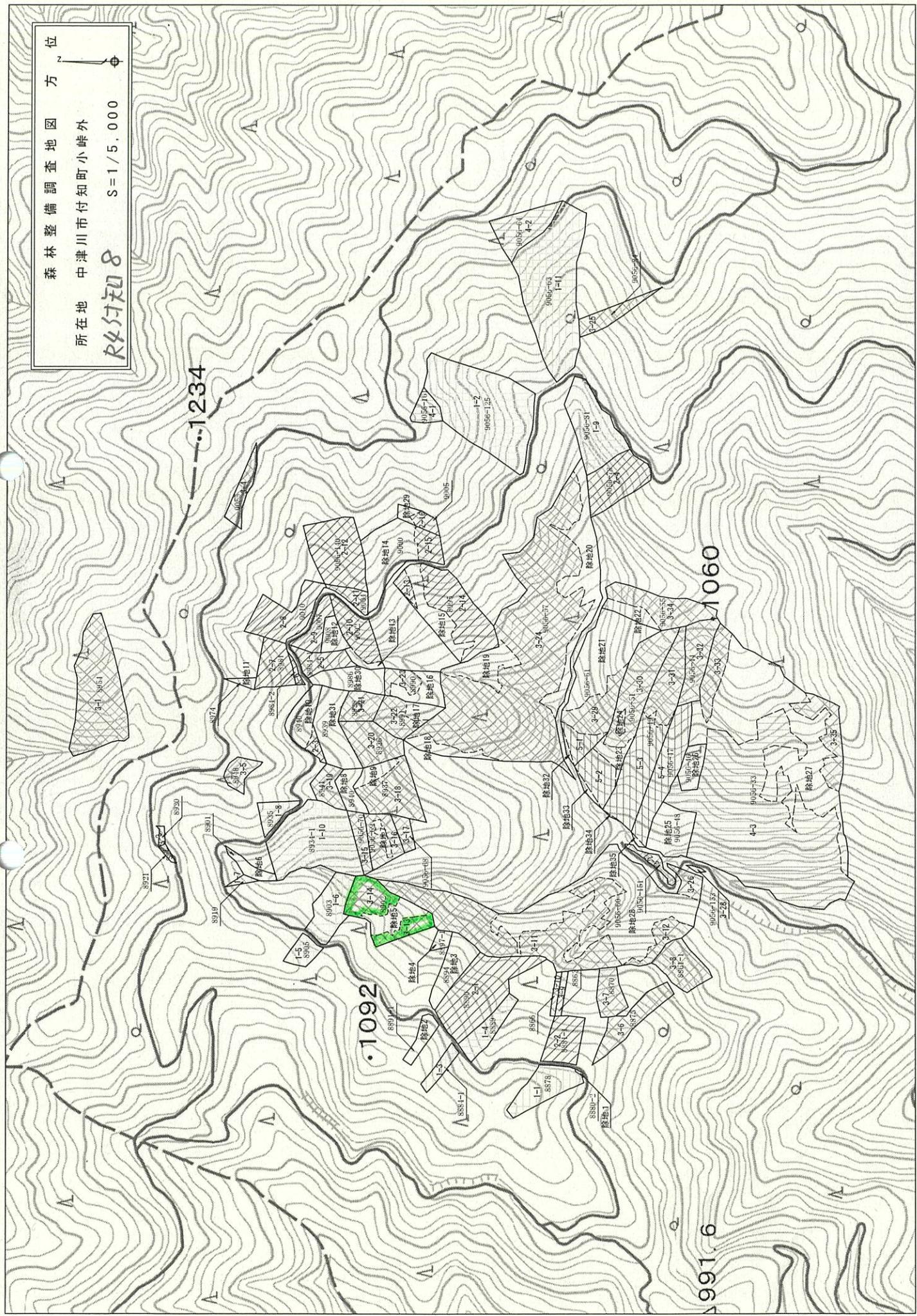
- (10) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (12) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

- (13) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

- (14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



O

O

{

畫計積集權理管當經

個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 中津川市長 青山 節児
住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特別手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、「新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された測量ごとの面積とし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集計計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるとところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に普管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが查明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができなく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定める経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者）甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

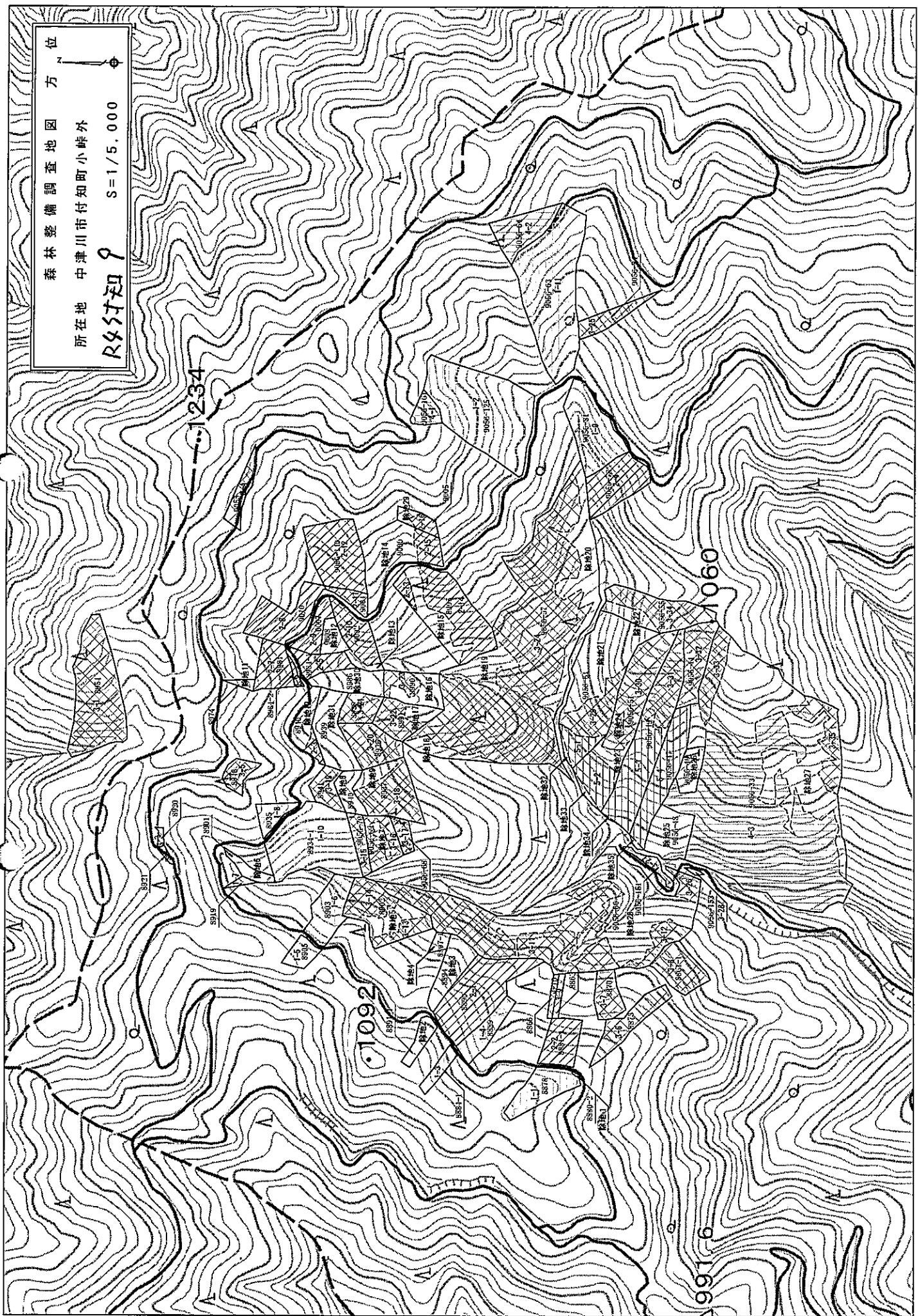
(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施する乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (10) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (12) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合は、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (14) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に緊密が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



O

O

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番	R4付知10 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 中津川市		(所在地) 中津川市かやの木町2-1	
						(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							
番号	所 在	地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha
1		62	ロ	18	1		0.15 スギ
2		62	ロ	18	2		0.11 ヒノキ
3		62	ロ	18	3		0.04 ヒノキ
4		62	ロ	18	4		0.90 スギ
5		62	ハ	1	1		0.08 ヒノキ
6		62	ハ	1	2		0.62 ヒノキ
7	中津川市付 知町 小峰	9056-57	62	ハ	1	3	保安林
8			62	ハ	1	4	
9			62	ホ	15		
10			62	ヘ	8	1	
11			62	ヘ	8	2	
12			62	ヘ	8	3	
13			62	ヘ	8	4	
14			62	ヘ	8	5	
15	中津川市付 知町 小峰	9056-61	63	ロ	9	1	
16			63	ロ	9	2	保安林
17			63	ロ	9	3	

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合(丙)の額の算定方法

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

備考

3-24

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)の額の算定方法

経営管理権の存続期間(終期)(B)

経営管理権の始期

3-24

乙は、存続期間中に間伐を1回実施する。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。また、病害虫及び気象害の確認のため、年1回程度の巡回を行う。

経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行つたために要した経費は乙が負担する。

乙から甲に對して金銭の支払いはない。

3-29
5=1

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）

の計画に同意する。

権利を認定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

卷之三

中津川市長 青山 節兒

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができることとし、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況林種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めることによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定期間により経営管理実施権の設定期間を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告微収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができること。
- ③ 乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ④ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- （9）災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (10) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (12) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。
- (13) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたときには、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (14) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



O

O